保護者の皆様

保護者と学校とのより良い連携のために

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和７年６月に労働施策総合推進法が改正され、令和８年 10 月１日から、社会通念上許容される範囲を超える言動から従業員を守るため、事業主が必要な対策を講じることが義務付けられました。

これを受け、大阪府教育庁において、府立学校における対応方針を定めたマニュアルが策定されました。

本校におきましても、お子さまへの教育活動を安定して継続するとともに、教職員が安心して教育活動に取り組める環境を維持するため、保護者の皆様からのご相談等に適切に対応できる校内体制を整えてまいります。

そのため、学校へのご連絡やご相談に当たっては、次の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

○　本校教職員の勤務時間は、原則として８時 30 分から 17 時までです。学校へのご連絡やご相談は、できる限り勤務時間内にお願いいたします。

○　面談をご希望の場合は、十分にお話を伺う時間を確保するため、あらかじめ日時を調整させていただきます。

○　ご相談の内容に応じて、担任だけでなく、学年、校務分掌、管理職など、複数の教職員で対応する場合があります。

○　正確な事実確認や適切な対応のため、回答までにお時間をいただく場合があります。

○　ご相談やご要望については、より適切に対応するため、お子さまの状況やこれまでの経緯などを具体的にお聞かせください。

本校は、保護者の皆様からのご相談やご意見、ご要望に対して、今後も誠実かつ丁寧に対応してまいります。

一方で、教職員の人格や尊厳を傷つける言動、威圧的な言動、長時間にわたる対応の要求、同様の要求の繰り返しなど、社会通念上相当な範囲を超え、教育活動や学校運営に支障を及ぼす行為については、学校として組織的に対応する場合があります。

また、内容や状況に応じて、大阪府教育庁その他の関係機関と連携した対応を行うことがあります。

保護者と学校は、お子さまの健やかな成長と一人ひとりの可能性を支える大切なパートナーです。

今後とも、お子さまの成長を第一に考え、保護者と学校が相互に信頼し、協力しながら教育活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。